

「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準案」に対するご意見と市の考え方

| No. | 区分 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|------------------------------|--|--|
| 1 | 【全施設】 非常災害時における非常食等の物資の確保 | 非常災害時における非常食等の物資の確保について、必要な措置を講じるよう「努める」ではなく、「講じなければならない」とすべき。 | 非常食等の物資の確保は、事業者にかかる経済的負担が大きいことや、備蓄スペースを確保することが困難な場合もあることから、努力規定としています。 この規定に基づき、利用者が安心して施設を利用できるよう、指導して参ります。 |
| | | 児童福祉施設は施設利用者だけでなく、近隣住民の避難場所ともなり得るため、施設近隣住民用の非常食等の備蓄についても考えておく必要がある。 | 本市では、小学校や公民館等の公共施設を避難所として指定し、近隣住民の方にはこれらの場所に避難していただくこととしています。また、現時点では、新たに児童福祉施設を避難所として指定する予定はありません。 非常食等の備蓄については、市が各地区に整備した備蓄倉庫に想定避難者の2食分の備蓄をしています。各家庭におかれましても、非常食等の必要な物資を3日分以上備蓄し、非常災害に備えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。 |
| 2 | 【保育所】 乳児室・ほふく室の面積 | かみつきやひっかきなど多発する年齢の子どもたちの生活空間として十分な広さを確保するため、県指針の4. 95 m ² 以上とすべき。 | 国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令。以下「国基準」といいます。）では、乳児室は1. 65 m ² 以上、ほふく室は3. 3 m ² 以上とされております。 本市では、待機児童解消を図るため、現在、乳児室・ほふく室の面積を広くすることは難しい状況にありますが、そのような中でも、児童のほふくの開始時期の判断を適切に行なうことは困難であることから、安全を確保するため、ほふくをするか否かにかかわらず、乳児室においても3. 3 m ² 以上の面積を確保 |

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| | | | するものです。 |
| 3 | 【保育所】 保育室・遊戯室の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「待機児童解消のため、当分の間、遊戯室を保育室として利用できる」は、児童の保育に支障があるので、早期に解決できると良い。 ○ 「待機児童解消のため、当分の間、遊戯室を保育室として利用できる」は、削除して欲しい。室内で運動・行事等をする広い空間は必要。 ○ いかに待機児童解消のためとはいえ、これを認めてしまえば詰め込みが当然となり、何のための「定員」か分からなくなり、せっかくの国基準を上回る市の基準も台無しになる。 | <p>遊戯室について、国基準では必ずしも設置する必要がないとされておりますが、本市では、遊戯室の必要性を考えて、定員60人以上の保育所においてこれを必置とするものです。</p> <p>しかし、現状において、遊戯室については、待機児童解消のためにこれを保育室として利用せざるを得ない保育所があるため、経過措置を設けるものであり、この経過措置を設けない場合は、現在入所している児童の受入れもできないこととなってしまいます。</p> <p>なお、本市では、待機児童解消のため、平成25年4月には新たに9か所・定員532人分の民間保育園が開園するなど、保育所整備等を進めております。</p> |
| 4 | 【保育所】 屋外遊戯場の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員60人未満の保育所は「保育所付近の屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等）でも可」について、公園等は、不審者、交通事故、近隣とのトラブル、年齢発達に合った遊具がないこと、設備の安全性や衛生面の問題があることなどから、安易に代替利用させるべきではない。 屋外遊戯場は、保育に欠かせないものであり、災害時の避難場所としても不可欠である。 「保育所付近」との記述も曖昧であり、安全性の基準をしっかりと定めて欲しい。 ○ 定員60人未満の保育所は「保育所付近の屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等）でも可」については、待機 | <p>屋外遊戯場について、国基準では、全ての保育所において「保育所付近の屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等）でも可」としておりますが、本市では、屋外遊戯場の必要性を考え、定員60人以上の保育所にあっては、これを必置とするものです。</p> <p>なお、定員60人未満の保育所については、屋外遊戯場を設置するだけの土地を確保することが難しい駅周辺などの利便性の高い地域に設置されることが多いこと等を考慮し、国基準どおりとするものです。</p> <p>また、「保育所付近」の意義については、これまで、要綱で「保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度であり、移動の安全が確保されていること」と、募集要項で「児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離以内」と定めております。</p> |

| | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| | | <p>児童が解消された時点で、屋外遊技場の設置を基準とすべきである。</p> <p>現在、屋外遊技場のない保育所の入所状況や転所率を知りたい。屋外遊技場がないことで入所率が下がった場合、その施設は無駄になる。</p> | |
| | | | <p>入所状況は、立地条件、地域の保育需要、児童数などの複数の要因によって、また、転所率は、転居場所、勤務場所、保育所の利便性などの複数の要因によってそれぞれ決まるものであり、現状として、屋外遊技場の有無による影響は、特段、認められないものです。</p> <p>なお、基準を満たす屋外遊技場が設置されていない保育所は14園あり、その入所割合は、84.7%～123.3%と幅広くなっています（平成24年9月1日現在）。</p> |
| 5 | <p>【保育所】 3歳以上児の食事の外部搬入</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部搬入は、アレルギーを持つ児童や具合が悪い児童にきめ細かく対応できない。命にかかる問題である。 ○ 自園調理だからこそ、保護者との相談を基に、保育士・調理員・栄養士等が十分な連携を取り、児童1人1人の状況や発達過程に応じたきめ細かい調理を行っている。 ○ 自園調理は、調理後30分以内に児童に出すことや、メニューに合った適温での提供を行うことができる。睡眠の状況などにより給食時間を変えた場合でも適温で提供できる。 ○ 自園調理により地域の食材業者とかかわりをもつていれば、災害などの非常時にライフラインの優先確保を図ることもできる。 ○ 給食だけではなく、補食であるおやつも含め、自園調 | <p>国基準では、保育所の管理体制、栄養士の指導体制、調理業務受託者の運営能力、アレルギー等への対応及び食育の実施に係る要件（以下「外部搬入要件」といいます。）を満たす保育所は、3歳以上児の食事の外部搬入を行うことができるとされています。</p> <p>本市の基準は、食事の外部搬入を行おうとする保育所に対し、市への事前協議を行うべきことを条例で義務付け、外部搬入要件をすべて満たしているかどうかをきめ細かく確認することにより、児童の安全・安心、食育等の観点から自園調理と比較して遜色のない内容の食事（おやつを含みます。）の提供を確保しようとするものです。</p> <p>なお、事前協議に当たっては、外部搬入要件を具体化した指針を定め、これに照らして確認・指導を行います。</p> <p>また、事前協議を経て外部搬入が行われることとなった場合</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>理で栄養価等、計算したうえで提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部搬入では、使用する食材が見えない不安がある。食材の検品等もできない（書類上の確認）。経費を考えることで給食の質の低下を招くおそれや、搬入時間の遅延等によって生活のリズムに悪影響を及ぼすこともある。また、集中的に多くの食事を調理することで食中毒のリスクも高まる。 ○ 保育所の自園調理は、食育の大事な実践の場となっている。 ○ 調理の際に出る香り、音、調理している様子を見る、気配を感じるなど、生活の中でふれることを通じて児童の五感に訴える食育を実施することができる。調理師の顔が見えることで、作る人を身近に感じ、感謝の気持ちを抱くとともに、児童や保護者が安心して食べができるものとなる。 ○ 自園調理だから、園庭で取れた野菜・果物に触れて食事を作るなどの行事食もできる。 ○ 作る時間がない、食事のレパートリーが少ない、離乳食の作り方が分からぬなど、問題を抱える保護者が参考としているのが保育所給食であり、唯一手作りの食事が保育所給食という児童も増えてきている中で、自園調理を通じた食育は重要である。 ○ 調理の過程に触れることができない外部搬入では、教育や食育基本法からの逸脱となり、子どもの成長に悪影 | <p>でも、外部搬入要件を満たしているかどうかを継続的に確認・指導して参ります。</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|---|----------------------|---|--|
| | | <p>響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基本でもある食の部分のコスト削減、規制緩和は、児童にとって最善の利益にはならない。 ○ 設置主体が多様化する中、利潤を追求する経営がエスカレートすることも危惧される。 ○ 3歳未満児は自園調理をし、3歳以上児は外部搬入をするというのは、無駄な規制緩和であるし、同じ園でも年齢により全く違う食事になるなど食の連續性も失われる。 ○ 外部搬入の要件を市が事前に確認するとは、どのような形で行うのか。 ○ 事前確認だけで、後はそのままでいいのか。 ○ 外部搬入の要件も、国基準どおりでいいのか、不安が大きい。 ○ 外部搬入とする場合は、市の許可制とすべき。 ○ 外部搬入の場合、おやつはどうなるのか。 | |
| 6 | 【保育所】 保育士配置 | 保育士配置は「おおむね」ではなく、確実なものとして規定してほしい。 | 「おおむね」としているのは、保育士配置基準を下回ることを認めるものではなく、各施設の入所児童の状況等により、柔軟な対応を可能とするためのものです。 |
| 7 | 【保育所】 1、2歳児の保育士配置 | ○ 「既存の民間保育園に関しては当分の間6人につき1人とすることができる」について、認可保育所である以上、同じ保育料を徴収しながら職員配置基準（保育水準）で格差が生じるのは看過できない。公立保育所と同じ基準（5人につき1人）にすべきである。 | 現在、民間保育園では、補助金の支出により、1・2歳児担当の保育士の配置を推進し、基準の達成に努めておりますが、現状において、基準達成のためには補助額を上回る人数の保育士の配置を要する場合があります。今後さらに保育サービスの質的・量的拡大が求められ、保育士の人材育成と確保がますます |

| | | | |
|----|----------------------|---|---|
| | | ○ 経過措置は期間をはっきり定めるべきである。 | す必要とされる中、各施設の運営状況等も考慮し、当分の間の経過措置を講じるものです。 なお、経過措置の期間につきましては、子ども・子育て新制度を踏まえ、国において保育士の配置に係る経費の加算が検討されていることや、本市の財政状況等も勘案し、適切に設定して参ります。 |
| 8 | 【保育所】 3歳以上児の保育士配置 | 3歳以上児の保育士定数も見直すべきだ。職員配置の国基準は先進諸外国と比較して見劣りするものであり、賞賛すべきところは取り入れてほしい。 | 3歳以上児の保育士定数と看護師の配置は、国基準どおり（3歳児はおむね20人につき1人以上、4歳以上児はおむね30人につき1人以上、看護師の配置は任意）としておりますが、本市では、補助金の支出により予備保育士等の配置を推進するなどしております、保育現場における児童の待遇向上に努めています。 なお、特に3歳児に対する保育士配置基準につきましては、現在、国において財源措置も含めた見直しが検討されているため、その動向を注視して参ります。 |
| 9 | 【保育所】 看護師の配置 | 常勤看護師の配置を義務付けてほしい。 | |
| 10 | 【その他】 意見聴取方法について | 基準案の公表の仕方が、他の基準案と一緒にになっていて分かり難い。市民の意見を聞くためには、もっと分かりやすい方法にしていただきたい。 | 多くの基準案等についてまとめてパブリックコメント手続を行う必要があったほか、相互に関連性のある基準もあったため、今回は、一括して基準案等の名称等を掲載し、各基準案等のホームページへのリンクを貼る手法といたしました。 パブリックコメント手続が市民の皆様にとってより分かりやすい手続となるよう、手法を検討して参ります。 |